



北秋田市産業振興促進条例

K I T A A K I T A S U P P O R T S Y S T E M

SUPPORT

北秋田市の支援制度



1 雇用奨励金
 操業の日から3年以内に市に住所を有する常用雇用者を新たに採用し、1年以上雇用した場合に交付します（雇用契約日が工場等の設計、発注、建設等に着手した日以後に雇用した者を含む）。

交付額 1人につき30万円 **限度額** 1,500万円/年

2 固定資産税の課税免除
 ・新設又は増設した施設及び設備で、当該事業に供する固定資産税の全額を免除します。
 ・当該事業に供する土地で、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該施設の建設の着手があったものを免除します。

免除期間
 指定後最初の固定資産税が課税される年度から5年間

3 資格取得奨励金
 ISO認定（国際標準化機構の適合規格）取得に係る経費を交付します。

交付金 20% **限度額** 500万円

4 緑地等環境保全施設助成金
 工場敷地の25%以上の面積に緑地等環境保全施設を設置した場合、直接経費の3分の1を交付します。

交付率 3分の1 **限度額** 300万円

5 移設整備助成金
 移設した施設及び整備で、固定資産税納付額の範囲内で交付します。

交付上限 100万円 **補助期間** 3年間

6 固定資産取得経費助成金
 新設又は増設した施設及び設備にかかる経費の10%を交付します。

※③～⑥までを合計した助成金の限度額
交付率 10% **限度額** 10,000万円

7 雪対策奨励金（新設のみ）
 工場等の新設に対し、敷地内の雪対策に係る除雪機の購入、消融雪施設等の設置に要した経費の50%を交付します。

交付率 50% **上限額** 500万円

8 土地取得費助成金
 工場等の新設及び増設のため、土地の取得に要した経費の50%を交付します。

補助率 50% **上限額** 2,500万円

9 事業所賃借料助成金
 移設した施設及び整備で、固定資産税納付額の範囲内で交付します。

交付率 50% **上限額** 500万円/年 **補助期間** 5年間

◆北秋田市雇用促進交付金
 市内で法人格を有する既存事業者および新規事業者で、新たに正規雇用者を雇用し、前年度末正規雇用者数を超えた場合に、当該正規雇用者1人につき年額10万円を3年間交付します。

要件
 求人開始から一年以内に正規雇用者を雇い入れること
 ※条件等詳細についてはお問い合わせください



◆北秋田市資格取得支援助成金
 従業員の資格取得費用を負担した事業主に対し、対象経費の1/2以内もしくは10万円のいずれか低い方を上限に交付します（1,000円未満切り捨てとなります）。

対象経費
 研修等の受講料、受験料、資格の登録料など
 ※条件等詳細についてはお問い合わせください



KITAAKITA CITY INDUSTRIAL LOCATION GUIDE

北秋田市企業立地ガイド

2023

北秋田市への移住を支援



1 移住者住まい応援助成金
 県外からの移住者に対して、移住時に生じる引越し費用、除排雪器具、スタッドレスタイヤ、暖房器具の購入費、普通自動車免許取得費等を助成します。※北秋田市移住希望登録者

助成額 最大20万円
 （18歳未満の子1人につき5万円加算）

2 移住お祝い品
 県外からの移住者に対して、移住お祝い品をプレゼントします。

内容 あきたこまち10Kg
 くまこま園入園チケット
 （くまの動物園） **十地元特産品**

3 結婚生活応援金
 結婚後も引き続き北秋田市に居住する新婚夫婦に対して、応援金を交付します。

交付額 10万円
 （移住希望登録者の場合10万円加算）

4 奨学金等返還支援助成金
 北秋田市に居住し、就業中の奨学金を返還している45歳未満の方に対して、奨学金返還額の一部を助成します。

助成率 ◆国家資格に基づく就労の場合
 年度返還額の1/2（上限20万円）/年
 ◆国家資格以外の就労の場合
 年度返還額の1/3（上限13万3千円）/年

助成期間 交付開始月から最大60ヶ月（5年間）

5 移住者住宅支援
 市内に住宅を新築または購入した移住者に対して取得費用の一部を補助します。

補助率 取得費用の2/10（上限65万円）
 または4/10（上限130万円）

6 住宅リフォーム支援
 市内業者を利用して工事費用30万円以上のリフォーム・増改築を行う移住者に対して工事費用の一部を補助します。

補助率 工事費用の25～35%（上限70万円）

※上記1～4の条件等詳細については 移住・定住支援室（0186-62-8002）、5・6の条件等詳細については都市計画住宅係（0186-72-5246）までお問い合わせください

北秋田市産業振興促進条例指定の要件等

対象施設	対象事業	指定要件
工場	物品の製造、又は加工を行う施設及び付随施設	投下固定資産総額：[新設]3千万以上[増設]2千万以上
農林業用施設	農林業生産を目的とする事業に供する施設	雇 用 人 数：[新設]5人以上 [増設]3人以上
研究施設	他の需要に応じて先端的な技術に係る研究に供する施設	
情報サービス関連施設	ソフトウェア業/情報処理・提供サービス業/インターネット付随サービス業/設計開発関連業/デジタルコンテンツ関連業の施設	投下固定資産総額：[新・増設]1千万以上
コールセンター	コールセンター施設	雇 用 人 数：[新・増設]5人以上